

別紙1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 汪 发洋 (WANG Fayang)

論 文 題 目 Establishing Law Enforcement Mechanism to
Control Anti-Competitive Government Conduct in China
(中国における競争を制限する行政行為に関する諸規制の執行メカニ
ズムの構造)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 横溝 大

名古屋大学大学院法学研究科教授 林 秀弥

名古屋大学大学院法学研究科准教授

コロンボ ジョルジョ

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

I 審査論文の概要

1 論文の位置づけ

本論文のテーマは、「中国における反競争的な政府の行為を規律する法執行メカニズムの構築」というものである。

中国において、競争法の整備は急速に進展しているが、中国の競争法には執行メカニズムが十分に整備されていないことから、市場における政府の濫用的な介入に対して競争法が何ら実効性を有さず、張り子の虎とも言える状況にあるとされる。このような現状を踏まえ、本論文は、政府の行為に関する競争法上の問題につき、中国にとって相応しい法執行メカニズムを提言するものである。

2 本論文の構成

本論文は 6 章から成る。

第 1 章「序論」では、計画経済からの体制移行国である中国において、政府による競争制限行為が私企業による行為よりもより深刻な問題となっており、政府による競争制限行為への対応なくして真の市場経済の達成は不可能であること、また、政府による反競争行為を違法とする規定はあるものの、現在の法的枠組においては執行メカニズムが欠如しており、これらの規定が「張り子の虎」と言えるような状況にあること、という現状認識が述べられると共に、それを踏まえて、現状の法的枠組を補完し中国における反競争的な政府の行為を規制するための実効的な執行メカニズムの提言、という本論文の目的が示される。

第 2 章「中国における政府による競争制限行為に対する現行の枠組」では、中国における反競争的な政府の行為に対する法的枠組について、その歴史的発展と現状が描かれる。現行の枠組は、独占禁止法における禁止規定、私的団体による行政訴訟、公正競争審査メカニズムという 3 つの構成要素から成っているが、夫々の構成要素の内容、実際の運用、及び欠点が分析される。すなわち、先ず、独占禁止法上の禁止規定については、基準が不明確である点、対象行為類型が限定されている点、執行権限の欠如が、また、反競争的な政府の行為が生じさせる基本的な法律関係の分析を通じて、現行の枠組の問題点が特定される。すなわち、競争当局が政府による競争制限行為に対して積極的な役割を果たして来なかったという点である。

第 3 章「競争アドボカシー」では、競争当局が市場における競争を保障し促進するための 2 つの機能として競争アドボカシー（競争唱導活動）と法執行があるが、代表的な国際機関は前者を政府の競争制限行為に対処するための主要なアプローチと看做しているという点が指摘された上で、競争アドボカシーというアプローチについて、その合理性、法執行アプローチとの相違、米国における活動例等が説明される。その上で、中国の現行の枠組には本質的に競争アドボカシーしか存在せず、政府による濫用的な介入やそれに対するコントロールの実効性の欠如を考慮すれば、競争アドボカシーに依拠するだけでは中国における政府

による競争制限行為に十分対応することが出来ないため、新たな方向が模索されるべきであるとされ、法執行メカニズムの構築が提言される。

第4章「執行の必要性和実現可能性」では、その前半において、法執行メカニズム構築の必要性和実現可能性を示すため、過去10年間において競争当局が扱った99件の事例が検証される。そこでは、毎年事例数が産業セクター別に集計され、その分析を通じて、競争アドボカシーの枠組が実効的に機能していないこと、また、法執行を利用する潜在的余地が豊富にあることが示されることで、法執行アプローチの必要性が主張される。本章の後半では、この問題に関するEU及びロシアの規制枠組について、比較法的検討がなされる。ここでは、夫々の法域における立法、執行、競争アドボカシーについての規制枠組が確認され、その結果として、①政府による競争制限行為についての執行メカニズムが社会的背景と深く結び付いていること、②執行メカニズムを設計する際には明確な例外ルールを定式化する必要があること、③執行メカニズムにおいて競争当局が実質的な執行権限と手続を有することが不可欠であること、という示唆が引き出される。

第5章「政府の競争制限行為に対する新たな枠組の提言」では、上述の比較法的検討を受け、中国の文脈に見合った法執行メカニズムの設計が行われる。ここでは、鍵となる問いとして、①法執行の範囲、②違法な政府の行為を特定する方法、③執行の方法の3つが掲げられ、夫々について提言がなされる。第一に、法執行の範囲については、例外ルールとして、規制的セクターにおいて市場活動を監視するための機関の活動を除外することが提言される。「規制的セクター」とは、「国有経済が支配的地位を占め、且つ国民経済の根幹及び国家の安全に関する業種並びに法に基づき独占経営及び独占販売を行う業種」のことであるが、政府評議会等は、特定の規制的セクターについての除外リストを定期的に公表した見直すべきであり、当該リストに載らないセクターについては、特別法がなければ全て競争当局による法執行の範囲内に含まれるとすべきであると主張される。第二に、違法な政府の行為を特定する方法については、競争効果基準の採用、すなわち、ある行為が事業活動について競争制限効果を有するものかどうかを先ずは特定し、その上で、費用を分析し、且つ、合理的な正当化根拠の存在を決定するといった分析手法が提言される。第三に、執行の方法については、ロシアよりもEUのアプローチを参考とし、先ず、競争当局が独占禁止法違反を確認する決定をし、違反行為を行っている機関が違法行為を是正・中止しない場合には、競争当局が行政訴訟を提起出来るというアプローチが提言される。

第6章「結語」では、本研究のまとめと限界、及び今後の見通しが述べられる。著者が提言するような制度の導入には国内での頑強な反発が予想され、その採用、実現には中央政府の強力な政治的意思が必要であること、また、法執行にはリソースが必要であるが、地方における競争法の執行リソースには不均衡があり、法執行のためのキャパシティ・ビルディングが今後の検討課題であることが指摘される。また、本研究が他の体制移行国に対しても一定の示唆を与えること、すなわち、これらの国々においても、夫々の社会的文脈を考慮した上で、実働可能な法執行メカニズムが設計されるべきであることが指摘され、本論文は締

め括られる。

II 評価

1 学問的寄与

本論文は、中国において、政府による競争制限行為に対する規制の枠組はあるものの、実際には十分に機能していないという現状に対処するため、法執行メカニズムに着目し、その強化を提言することで規制の枠組を機能させるための制度設計を試みたものである。

本論文の具体的意義は以下の点に求められる。

第一に、先行研究が実定法の解釈論を展開しているのに対し、法執行メカニズムに着目しその改善のための提言をしたその独自性が挙げられる。また、その提言は具体的なものとなっており、且つ、ロシア及び EU との制度比較により着想を得てなされていることから、立法論として一定の説得力を有していると言える。

第二に、これまで正面から論じられることの少かった競争アドボカシーを重視し、活動例や議論について分析した点である。また、それらの分析を踏まえてなされた、中国において競争アドボカシーをさらに展開していくよりも法執行メカニズムを強化すべきであるというその主張も、説得的であると言える。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

但し、本論文には以下のような問題点も指摘出来る。

第一に、執行についての理論的分析が不十分である点である。中国が競争アドボカシーをさらに推進するのではなく法執行メカニズムを構築すべきであると提言するのであれば、競争アドボカシーの分析に加え、さらに執行についてその利点・問題点等に関する従来の議論を掘り下げる必要があった。この点が不十分であったため、本論文の提言に理論的な深みがやや欠ける結果となっている。

第二に、各国の社会的文脈の相違について十分に考察されていない点である。EU、ロシアと中国とは政治体制や社会的背景が異なっており、他国の経験をどうやって内部化するかは一つの大きな問題である。この点、本論文では各国の社会的文脈の相違に留意すべきであるとの言及もあり、所々で各国間の類似性・相違が制度選択の根拠として指摘されているものの、その考察は十分ではなく、必ずしも説得的なものとなっていない。

その他、過去の事例についての検証・分析は、193 件中申請者が入手出来た 99 件に止まっており、その妥当性には疑問も残る。また、その分析においては数字の誤りや誤解を招く表現が見出される。

以上のような問題点は残るものの、上述した本論文の意義を考慮すれば、本論文は、法制度設計のエキスパート育成を目指したリーディング大学院の博士論文に相応しい内容になっており、博士（比較法学）に十分な水準にあると評価出来る。

博士（比較法学）の判定基準に則してより具体的に述べれば、本論文は、体制移行国である中国の競争法に関する執行メカニズムの構築を提言するという点で、「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している（A）。また、その提言は中国法に対してなされており、国内法への応用可能性を念頭に置いている（B）。本論文のテーマは母国である中国を念頭に置いたものであり、また、本論文では英語という申請者の母語以外の言語を用いて関連の研究動向が分析され、それを前提に議論が進められている（C）。本論文は、政府による競争制限行為を規制するにはどのような制度を構築すべきかという問いに対し、具体的な法執行メカニズムの提言により回答を試みたものであり、問題設定が明確であり、且つ、設定した問題に対する自分なりの回答が出されていると言える（D）。さらに、上述の通り、本論文には、従来の研究と比較して独自性が認められる（E）。そして、論証は、理論的にもそれなりに堅固であり、予想される批判に対する自分なりの回答が用意されている（F）。このように、本論文は、判定基準を十分に満たすものとなっている。

III 結論

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。